○農林水産省告示第千二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市宮川町山之山字下平五から九まで、一〇の一、一〇の二、一三から一五まで、一六の一、一六の二、一七の一、一七の二、一八から二一まで、二三の一、二三の二、二五の一、二五の二、二六、二七、字元ノ木坂三〇、三一、三二の一、三二の二、三三から三七まで、三八の一、三八の二、三九の一、三九の二、四〇の一、四〇の二、四二、四三の一、四四の一、四五、四六の一、四六の二、字森ノ腰四七から五二まで、五四、五五、五八、六八、六九の一から六九の三まで、七〇、七一、七六から八一まで、字上平九九、河合町小無雁字小無雁谷筋七六七の一、河合町稲越字鹿沢上八三六の四、八三六の三五、古川町笹ケ洞字水ケ谷一四五三、一四五四の九から一四五四の一一まで、一四五四の一四、一四五四の一六から一四五四の一八まで、一四五四の二二から一四五四の二六まで、一四五四の二八、一四五四の二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県室戸市室戸岬町字城山七〇二二、七〇二三、七〇二五、七〇二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城山七〇二二・七〇二三・七〇二五・七〇二六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県東近江市愛東外町字中山一二六一、字脇山一二八六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山一二六一・字脇山一二八六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山形県最上郡最上町大字向町字上沢原四九四の二四から四九四の二六まで、四九四の二八、四九四の四一から四九四の四八まで、四九四の七五から四九四の一一九まで、五一二の三、五一二の四、五一二の一二、五一二の一七、字沢原一七二九から一七四二まで、一七四四から一七四八まで、一七五〇から一七五二まで、一七五四、一七五六から一七五八まで、一七六六、一七七〇から一七七二まで、一七七四から一七七六まで、一七七九、一八〇一、一八〇七、一八一三、一八一四、一八一五の一、一八一八、一八一九、一八二一の一、一八二一の二、一八二二、一八二四、一八二八、一八二九、一八三一の一、一八三一の二、一八三六、一八三八、一八四〇、一八四二、一八四九、一八五二、一八五四、一八五九から一八六一まで、二一三四の五三から二一三四の五五まで、二一三四の五九から二一三四の六六まで、二一三七の九七から二一三七の一九八まで、二一三七の二〇〇から二一三七の二一二まで、二一三七の二一四から二一三七の二一九まで、二一三七の二二一から二一三七の二三〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び最上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町大字大沢字西郡山手倉沢四六三八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡松田町寄字四十七番二八七五の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び松田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦